

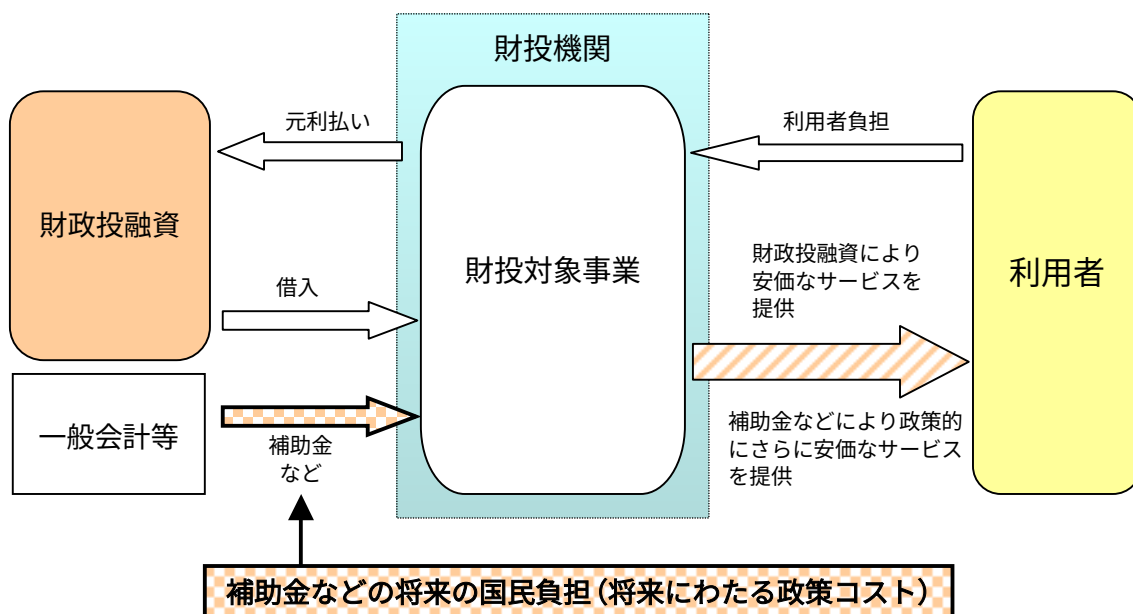
政策コスト分析の解説

1. 政策コスト分析の内容・目的
2. 政策コスト分析の意義
3. 政策コスト額の評価
4. 政策コスト分析の枠組み
 - (1) 政策コストの構成要素
 - (2) 政策コスト分析の対象事業
 - (3) 前提条件の設定 (共通前提・個別前提)
 - (4) 政策コスト分析の実施手順
 - (5) 分析手法の拡充による公表資料の充実
5. 公表資料の構成
 - (資料1) 将来の財政投融资金利及び割引率等の設定について
 - (資料2) 投入時点別政策コスト内訳について
 - (資料3) 経年比較分析について

1. 政策コスト分析の内容・目的

財政投融資は、政府が行う財政活動のうち、一定の政策目的を実現していく上で、有償資金のみで対応する事業及び有償資金と無償資金（補助金や出資金など）を組み合わせで対応する事業に対して、民間では十分に供給することができない長期固定の有償資金を、国会の議決に基づいて、供給しています。

有償資金（財政投融資）のみで所要の資金を賄って事業を実施する場合、それに必要となる利用者からの負担を、政策的に軽減するためには、無償資金（補助金や出資金など）を併せて投入することが必要です。このような場合に、有償資金と無償資金を組み合わせで事業が実施されることになるのです。



〔コラム：財政投融資の対象事業における赤字と政策コストの関係〕

例えば、財政投融資を活用して特定の事業活動を振興するという政策を考えてみましょう。

ある機関 A において低金利かつ担保要件を緩和した融資制度を設けた場合、機関 A には、低金利とすることにより利ざやが縮小するとともに、担保要件を緩和することで貸倒による負担の増加が予想されます。このままでは収支が赤字となるおそれがありますから、事業を実施することが出来ません。従って、このような政策目的を達成するためには、機関 A が赤字にならないよう国からの補助金等を機関 A に対して投入することが必要になります。

つまり、このような事業は、財政投融資の対象にふさわしいものではありませんが、同時に国からの補助金等が投入されなければ初めから成立しないものですし、その場合には一般的に政策コストが発生すると考えられるのです。

このように、財政投融资の対象事業の中には、政策的に無償資金（補助金や出資金など）を投入するものがありますが、そのような事業の適否を判断する上で、将来その事業に対しどの程度の無償資金が投入されることになるか（いわば将来の国民負担がどの程度になるか）について一定の試算を行い、その結果をディスクローズすることは有意義であると考えられます。

政策コスト分析とは、このような観点から、財政投融资を活用している事業に関し、金利、事業規模、利用見込みなどについて一定の前提条件を設定して資金収支等の推計を行い、これを基に、今後当該事業が終了するまでの間（原則財政融資資金からの貸付金が回収されるまでの間）に①国から将来にわたって投入される補給金等と、②これまで投入された出資金による利払軽減効果（機会費用）などの額を各機関が試算したものです。

従って、算出された政策コスト額が事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担そのものを示すものではありません（将来の資金移転を伴う財政負担は①のみ）。

〔コラム：「コスト」の考え方〕

「コスト」という用語は、一般には値段、費用、原価といった意味で用いられていますが、政策コスト分析における「政策コスト」とは、財投対象事業の実施に伴い発生する当該財投機関の損益計算上の費用ではなく、将来国（一般会計等）から当該財投機関に投入される補助金等の額を意味しています。

これは、財政投融资改革の議論の中で、財投対象事業に伴う将来の国民負担を把握することが必要とされたことから、国民の負担という意味で「コスト」という用語を用いつつ、損益計算上の費用とは異なる概念であることから、これと区別するために「政策コスト」という表現を用いたことによるものです。

また、政策コスト分析と同様に、将来の国民負担を明らかにしようという狙いから、行政コスト計算書が作成されていますが、両者の分析手法等の相違を整理すると以下ようになります。

区 分	政策コスト分析	行政コスト計算書
分析対象	財政投融资対象事業のみ (16年度:28機関)	特殊法人等の全体 (14年度:78機関、うち財投対象33機関)
分析年度	複数年度(分析対象の全事業終了まで)	単年度
試算方法	将来キャッシュフロー分析	企業会計準拠の発生主義財務会計
分析の性格	特殊法人等の会計基準に則り、一定の前提条件に基づいて作成した長期の財務諸表に基づく将来の国民負担の仮定計算	特殊法人等が民間企業として活動していると仮定して作成した貸借対照表・損益計算書等による一種の決算書

2. 政策コスト分析の意義

政策コスト分析は、財政投融資を活用している事業に関し、一定の前提条件の下で資金収支等を推計することを通じ、財投対象事業の実施による言わば将来の国民負担である「政策コスト」を明らかにするとともに、財政融資資金からの貸付金に係る将来の回収見込みを明らかにすることで償還確実性の確認に活用しています。

このような政策コスト分析は、将来の国民負担に関する情報のディスクロージャーの充実に資するものであり、これにより財政投融資の透明性が高まることが期待されます。

また、政策コスト分析では、その事業についての評価を行うための素材を幅広く提供すべく、その分析結果（政策コストの水準）のみならず、その事業の実施に伴う社会・経済的便益についても可能な限り定量的に示しているほか、分析の前提条件が変動した場合（金利の上昇、利用見込みの低下等）の政策コスト（これを感応度分析といいます。）についても推計しています。加えて、分析の前提条件（金利、事業規模、利用見込み等）やその根拠についても詳細に示すこととしており、これはその事業の事後的な評価の材料にもなり得るものと考えられます。

さらに、政策コスト分析を行う過程を通じて、事業実施主体自身が、事業の将来的な見通しや、その財務への影響をより明確に把握できる他、この分析手法を活用することで、事業を実施していく上での様々なリスクや、そのリスクが発現した場合の財務に与える影響を把握することが可能であり、当該主体の業務・財務の改善等その事業のあり方を見直す等の効果が期待されます。

3. 政策コスト額の評価

政策コストとは、財政投融資対象事業に関し受益者負担軽減のために用いられたものですから、その額をもって単純に評価することは適当ではなく、あくまでもその事業の実施に伴う社会的・経済的便益と併せて総合的に評価されるべきものです。

なお、財投機関に補助金等が投入されると政策コストが発生し、それゆえに財政投融資が不良債権化しているとの議論もありますが、政策コストは財政投融資対象事業に係る受益者負担軽減のため政策的に必要なものであって、財投機関の財政投融資の償還確実性に問題があることを示すものではありません。

4. 政策コスト分析の枠組み

(1) 政策コストの構成要素

政策コスト分析では、各財投機関について、①国（一般会計等）からその機関に交付された補給金等から、②その機関から納付金、配当、法人税といった形で国に納付されたものを差し引いて割引現在価値に換算し、③国（一般会計等）からその機関に交付された出資金及び無利子貸付金による利払軽減効果を合計したものを、その機関の政策コストとしています。

① 国（一般会計等）からの補給金等（補助金、補給金及び交付金）

- ・ 各年度において交付されると推計される補給金等の額を、それぞれ割引現在価値に換算（コラム参照）したものの合計額を、政策コストとして捉えています。

② 国（一般会計等）への資金移転（納付金、配当等）

- ・ 毎年度において発生すると推計される納付金等の額を、それぞれ割引現在価値に換算したものの合計額を、マイナスの政策コストとして捉えることとしています。

③ 国（一般会計等）からの出資金及び無利子貸付金による利払軽減効果（機会費用）（次頁のコラム参照）

- ・ 機関が出資額等を受け入れたことによって得られた利払軽減効果（出資金等は分析の最終年度までに国に全額返還されるものと見なして試算したその間の機会費用）に相当する額を政策コストとして捉えることとしています。
- ・ なお、分析期間中に利益準備金が発生すると推計される場合にはその分出資金が増加するものとみなしています。また、欠損金はマイナスの利益準備金とみなし、分析期間中の欠損金の減少は、利益準備金の増加（＝出資金の増加）と同様に取扱うこととしています。

〔コラム：割引現在価値に換算とは？〕

「割引現在価値に換算」とは、一定の金利水準の下で得られる金利相当部分を将来の価値から差し引いて現在の価値に直すことを言います。

例えば、100億円を10年間運用し、10年後に110億円を受け取ることができる金利水準の下で、10年後の110億円を割引現在価値に換算すると100億円となります。

政策コスト分析では、将来発生する①国（一般会計等）からの投入額、②国（一般会計等）への納付額等を推計していますが、政策コスト額を算出する際には、将来発生する見込み額（名目値）を、割引現在価値額に換算し、合計しています。

〔コラム：出資金等の機会費用が何故政策コストなのか？〕

機会費用とは、「ある経済行為を行ったため、放棄した収益」を意味する経済学上の用語です。この意味を理解するため、ある機関が国から100億円の出資を受けて事業を行い、10年後に100億円全額を国に返還する事例を考えてみましょう。

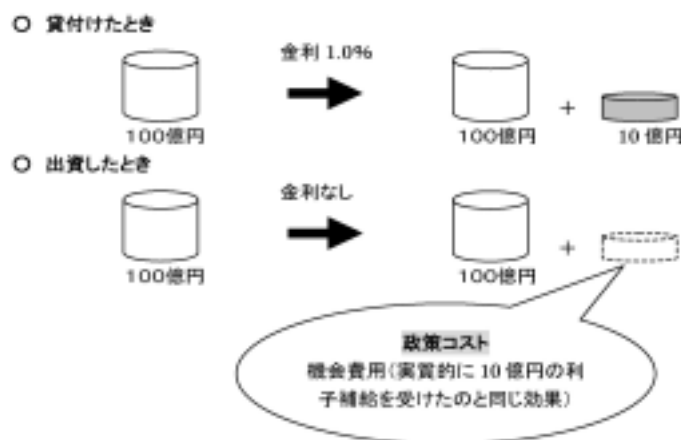
仮に、この機関が100億円の出資を国から受けることができなければ、必要な事業を行うためには、代わりに自ら100億円の借入を行う必要があるはずです。その場合、10年後に返済しなければならない額は、元本の100億円に利息（金利1%として10億円）を加えた110億円となります。

他方、これを国から見た場合、この100億円を金利1%の10年国債に運用していたとすれば、10年後に110億円となっているところ、その機関に対する出資を行ったために10年後に100億円しか返還されないことになります。つまり、利息に相当する10億円だけ収益を失っていると見ることができます。これを機会費用といいます。

この機関にとってみれば、国から100億円の出資を受けたことで、実質的に機会費用に相当する10億円の利子補給を受けたことと同じ効果があるため、この機会費用を政策コストに含めることにしています。

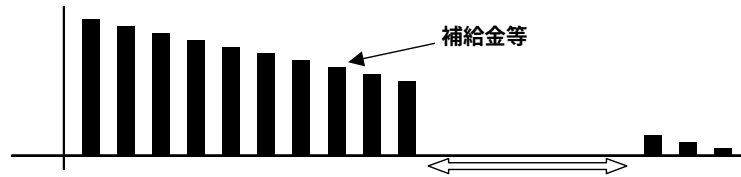
（注1）このような出資の機会費用は、補給金等とは異なり当該機関に対して国から歳出化され直接投入されるものではありませんが、仮に出資を行わないとすれば（あるいは出資が返還されれば）、その分国の歳出は減少し、国債発行額も減少することになり（あるいは国債を償還することにより）、将来の利払い費を軽減できることになるわけです。そういった意味で出資金等は国債の利払い費という形で国民負担を生じさせているとも言えるため、これを政策コストとして算入しているのです。

（注2）なお、上の例に関し、10年後に事業収益によって生じた剰余金2億円を加えた102億円を国に返還するような場合には、出資金の機会費用10億円とともに、その剰余金2億円を政策コストのマイナス要因と捉えて政策コストを推計することとしています。

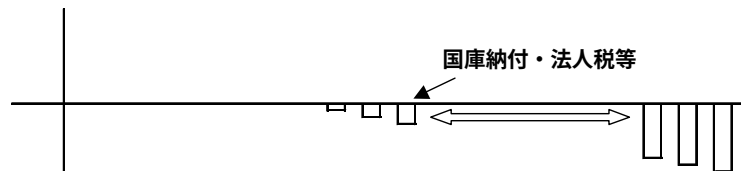


政策コストのイメージ

1. 補給金等（将来、国から支出される金額）

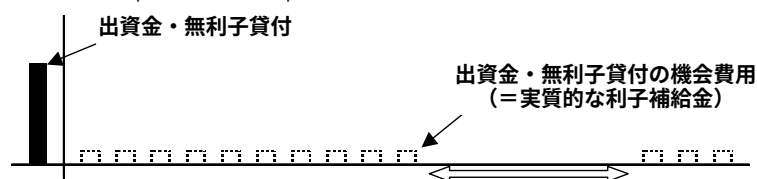


2. 国庫納付・法人税等（将来、国に納付される金額）



[1 - 2 現在価値を求め、合計]

3. 出資金等による利払軽減効果（=機会費用）（国から支出されない概念上の国民負担）



政策コスト額

=

1. 補給金等

-

2. 国庫納付等

+

3. 機会費用

(2) 政策コスト分析の対象事業

政策コスト分析の対象は、16 年度の財政投融资の対象事業に限定しています。そのため、ある財投機関が、16 年度財政投融资対象事業以外に、補助金等を受ける事業を実施していたとしても、その部分は本分析の対象とはなりません。

また、試算に当たっての仮定として、事業実施機関であれば、現在実施・継続中の事業や中期の計画等で既に新規着手が予定されている事業のみを実施する前提で、融資系機関であれば、原則次年度以降新規融資は行わない前提で分析を行っています。

政策コスト分析における分析期間は、16 年度から事業の終了までの期間であり、事業実施機関については、対象事業終了後、機関が調達した財政融資資金等の償還が終わるまで、融資系機関については、機関が貸出債権の回収を終えるまでとしています。そのため、政策コスト分析の分析期間は対象事業毎に区々になります。

政策コスト分析結果の利用にあたっては、その仕組みや対象事業等に留意することが必要です。

(3) 前提条件の設定

政策コスト分析は、将来の事業収入等を見込む上で、一定の前提条件に基づいた推計を行っています。この前提条件には、各機関に共通に適用される**共通前提**と、各機関が独自に設定・適用する**個別前提**があります。

① 共通前提

将来の財政投融资金利、割引現在価値に換算するための割引率等について設定しています。16 年度政策コスト分析においては、平成 16 年度予算概算決定の時点(平成 15 年 12 月 24 日)における市中の国債流通利回りの実績値を基に、理論式による機械計算により算出しています。

※ 金利・割引率の算出方法については、別添の資料1 (16 ページ) をご覧下さい。

② 個別前提

各機関における個別の前提条件は、個々の機関が行う事業の特性や各機関の実情等に応じて、例えば、以下のように設定されています。

〔融資系機関〕

融資系機関においては、将来の繰上償還の発生に関し一定の前提を置く必要がありますが、これには過去の実績を用いるケースや、計量モデル(ローンの経過年数及び借換対象となる民間ローンの金利差を用いて繰上償還率を算出するもの)を用いているケースなどがあります。

〔事業実施機関〕

事業実施機関においては、将来の事業収入の見込みに関し一定の前提を置く

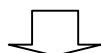
必要がありますが、これには既に開通している高速道路等の利用実績から予測される将来の交通需要を基に推計するケースや、空港整備計画の需要予測を基に既存の料金水準を参考に推計するケースなどがあります。

(注) ただし、融資系機関における貸倒率の見込みについて行政コスト計算書と整合性を図る等、個別に前提条件を設定すべき事項ではあっても、各機関に共通性の高いものについては、整合性を図るよう努めています。

(4) 政策コスト分析の実施手順

政策コスト分析の具体的な算定は、各機関において、概ね以下の手順で行われています。

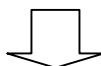
① 各機関毎に、将来の事業収入や経費を見込む上で必要となる前提条件(例:事業規模、利用見込み等)を個別に設定。



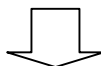
② ①の個別前提及び各機関共通に設定された前提条件(金利、割引率等)に従って、将来の事業見込みを作成。



③ 作成された事業見込みに基づき、分析期間にわたる資金収支(キャッシュフロー)等を推計。



④ 作成された資金収支(キャッシュフロー)等を基に、現時点での制度(事業や補助金等の投入の枠組み等)を前提として、各年度における当該事業に対して投入が見込まれる国(一般会計等)からの補助金等の額を試算。



⑤ 推計された各年度の補助金等の額を、各年度毎に対応する割引率で割り引くことにより割引現在価値に換算し、それらを総計して「政策コスト」(割引現在価値換算)を算出。

(注) 国(一般会計等)への納付金、配当、法人税等がある場合には、国への資金移転であることからマイナスの補助金等とみなして、割引現在価値に換算した上で減算して政策コストを算出することとしています。

(5) 分析手法の拡充による公表資料の充実

① 投入時点別政策コスト内訳 (16 年度分析より新たに追加)

政策コスト分析では、出資金や無利子貸付金について、国(一般会計等)から投入された金額それ自体を政策コストとしてとらえるのではなく、それらを受け入れた機関の利払軽減効果(機会費用)を一定の計算式に基づいて試算しています。そのため算出された政策コスト額は、事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担そのものを示すものではありません。

投入時点別政策コスト内訳とは、15 年度末までに既に投入されていた出資金等による利払軽減効果(機会費用)と16 年度以降将来新たに見込まれる政策コストとを切り分け、明示するものです。

これにより、16 年度以降の実質的に資金移転を伴う追加的な財政負担を区別して特定することができます。

※ 投入時点別政策コスト内訳については、別添の資料 2 (17 ページ) をご覧ください。

② 経年比較分析

経年比較分析は、前年度の分析と比較した際の実質的な政策コストの増減とその要因を説明する分析です。

15 年度分析と比較が可能となるよう 16 年度分析については前提金利を 15 年度分析と揃え、15 年度分析については 16 年度以降のコストのみを取り出して比較し、実質的な政策コストの増減額を求めています。

このようにして求めた実質的な政策コストの増減については、可能な限り要因分析を行い、内容を示しています。

これにより、事業量の予想や貸倒の予想の変化が政策コストにどのように現れたかがわかります。

※ 経年比較分析については、別添の資料 3 (19 ページ) をご覧ください。

③ 発生要因別政策コスト内訳

融資系機関について、「繰上償還」、「貸倒」及び「その他(利ざや等)」の区分に応じ、発生要因毎の政策コストを試算しています。それぞれ、

・「繰上償還」は、融資先から機関が受ける繰上償還を見込んだ場合と見込まなかった場合の政策コストの差額

・「貸倒」は、貸倒償却額と貸倒引当金の繰入・戻入差額の現在価値

・「その他(利ざや等)」は、事務費や利ざや等その他の要因

で構成されています。融資系機関の繰上償還や貸倒については、これらの計数とそれぞれの試算の前提となった比率を比較することによって、感応度分析を行うことと同様

の効果が期待できます。

④ 感応度分析

政策コスト分析は一定の仮定の下での試算であることから、前提条件の変化によって政策コストが大きく変動することが考えられます。そのため、金利や事業収入等の前提条件の一部が変化した場合（例：金利が1%上昇した場合、事業収入が10%減少した場合等）、政策コストがどれだけ増減するかについて試算した感応度分析を行い、公表資料の充実に努めています。

これにより、金利や事業収入が将来変化した場合、政策コストにどのような影響を及ぼすかがわかります。

5. 公表資料の構成

国民生活金融公庫

1. 財政投融資を活用している事業の主な内容

民間金融機関から資金の融通を受けることが困難な小規模企業者等へ、必要な事業資金等の円滑な供給を行っている。

2. 財政投融資計画額等

(単位: 億円)	
16年度財政投融資計画額	15年度末財政投融資残高見込み
27,500	92,977

3. 当該事業の成果、社会・経済的便益など

- ① 融資実績等
総融資実績
普通貸付 38万件 2兆6,324億円
生活衛生貸付 3万件 1,318億円
教育貸付等 27万件 3,137億円
計 68万件 3兆 778億円
- 総融資実績（昭和24～平成14年度累計）
普通貸付 2,626万件 84兆3,898億円
生活衛生貸付 215万件 6兆5,138億円
教育貸付等 1,043万件 6兆3,856億円
計 3,884万件 97兆2,892億円
- 融資残高
普通貸付 163万件 8兆2,165億円
生活衛生貸付 21万件 9,813億円
教育貸付等 133万件 1兆1,419億円
計 317万件 10兆3,397億円
- ② 小口融資で小規模企業の経営安定・成長に寄与
1件当たり平均融資額は685万円と小口
従業者数20人未満が全体の95%と小規模
無担保融資の構成比は件数89%、金額82%
- 無担保融資 36万件 2兆2,738億円
(うち無保証人 8万件 2,846億円)
有担保融資 4万件 4,904億円
計 40万件 2兆7,642億円
- ③ 融資先企業の総従業者数は総就業者数の約15%
公庫融資は小規模企業の経営安定・成長を支援することにより、これらの企業の従業者の生活安定に寄与している。
融資先企業の総従業者数 総就業者数
947万人 ÷ 6,318万人 = 15.0%
- ④ 新規開業融資で年間約11万人の雇用創出
新規開業融資企業数 新規開業平均従業者数
26,590社 × 4.2人 = 11万人
- ⑤ セーフティネット貸付で年間約38万人の雇用喪失防止に寄与
セーフティネット貸付件数 平均従業者数
58,826件 × 6.5人 = 38万人
・なお、公庫融資の経営安定・成長支援効果で新規開業等を除く公庫利用企業でも雇用が増加している。
公庫利用企業の従業者平均増加率 2.9%
- ⑥ 生活の基盤を支える消費資金（教育貸付・恩給担保貸付）の安定的な供給により、国民生活の向上に寄与
教育貸付を利用した入学者数 14万人

- (注1) ①には、統合前の国民金融公庫と環境衛生金融公庫の計数を含む。また、普通貸付には、特別貸付及び経営改善貸付を含む。
- (注2) 当公庫の計数は、平成14年度(末)の計数である。
- (注3) ②の無担保融資の構成比には、貸付額の一部について担保を取っているものを含む。それを除いた無担保融資の構成比は件数で76.3%、金額で56.8%である。
- (注4) ③から⑤は推計値である。
- (注5) ④の新規開業融資企業数は、開業前及び開業後1年以内の企業に対する数値である。
- (注6) ⑤のセーフティネット貸付の実績には、生活衛生経営安定貸付の実績を含む。

4. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

[政策コスト] (単位: 億円)			
区 分	15年度	16年度	増 減
1.国からの補給金等	109	59	△49
2.国への資金移転	△ 1,576	△1,721	△145
1～2 小計	△1,467	△1,662	△194
3.国からの出資金等の機会費用分	1,533	1,704	+170
1～3 小計	66	42	△24
4.欠損金の減少分	-	-	-
1～4 合計＝政策コスト (A)	66	42	△24
分析期間(年)	31	31	-

[投入時点別政策コスト内訳] (単位: 億円)			
区 分	15年度	16年度	増 減
(A) 政策コスト(再掲)	66	42	△24
① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	1,533	1,704	+170
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	△1,467	△1,662	△194
国からの補給金等	109	59	△49
国への資金移転	△ 1,576	△ 1,721	△145
剰余金等の増減に伴う政策コスト	△ 2,006	△ 2,265	△259
出資金等の機会費用分	-	-	-

[経年比較分析] (単位: 億円)			
区 分	15年度	16年度	増 減
(A) 政策コスト(再掲)	66	42	△24
(A') (A)を15年度分析と同じ前提金利で再計算した政策コスト	66	△94	△160
(B) (A')のうち16年度以降に発生する政策コスト	6	△94	△99

16年度の政策コストは 42 億円である。15年度と16年度の前提金利の変化による影響を捨象し、16年度以降に発生する政策コストを比較すると、実質的な政策コストは15年度から99億円減少したと分析される。このような実質的なコスト減は、以下のような要因によるものと考えられる。

- ・ 16年度新規融資分によるコスト減(△1,340 億円程度)
- ・ 貸倒償却率の見直し(0.42%→0.46%)によるコスト増(+440 億円程度)
- ・ その他の要因(16年度新規融資分にかかる事務費等によるコスト増(+800 億円程度))

[発生要因別政策コスト内訳] (単位: 億円)	
(A) 16年度政策コスト(再掲)	42
① 繰上償還	350
② 貸倒	1,834
③ その他(利ざや等)	△ 2,142

[前提条件を変化させた場合] (単位: 億円)	
変化させた前提条件とその変化幅	政策コスト(増減額)
貸付及び調達金利+1%	474(+431)

<参考>

補給金・出資金等の 16 年度予算計上額
補給金等: 59 億円
出資金等: -

分析の対象とされた事業が、財政投融資を活用し、どのような政策目的に従って行われているのかについて記述しています。

「16 年度財政投融資計画額」には、分析の対象とされた事業に係る平成 16 年度の財政投融資計画額を、「15 年度末財政投融資残高見込み」には、平成 16 年度予算概算決定の時点における平成 15 年度末財政投融資残高見込みを計上しています。

分析の対象とされた事業のこれまでの成果とそれによって生じた社会・経済的便益、及び将来見込まれる成果とそれによって生ずるであろう社会・経済的便益について記述しています。

「政策コスト分析」の分析結果を示した表です。ここでは 16 年度の政策コストが 42 億円と試算されています。

「1.国からの補給金等」の欄には、国（一般会計等）からの補助金、補給金、交付金に係る政策コストを計上しています。

「2.国への資金移転」の欄には、国（一般会計等）への納付金、配当、法人税に係るマイナスの政策コストを計上しています。

「3.国からの出資金等の機会費用分」の欄には、国（一般会計等）からの出資金、無利子貸付金等の機会費用に係る政策コストを計上しています。

ここには計数の記載がありませんが、「4.欠損金の減少分」の欄には、分析期首に存在する欠損金が分析期末までに減少することを、利益準備金の増加に換算して、その額を抽出して示しています。これは政策コストのマイナス要因となります。

「投入時点別政策コスト内訳」とは、将来の資金移転を伴う政策コスト（補給金等）と、出資金等による利払軽減効果（機会費用）を区別すること等を目的として、16 年度から新たに追加したものです。ここでは分析期間中に 1,622 億円のマイナス(国への納付金等超過)が生じる試算結果となっています。(詳細については、別添の資料 2（17 ページ）をご覧ください。)

経年比較分析の分析結果を示した表です。「経年比較分析」とは、前年度の分析と比較した際の実質的な政策コストの増減額を試算する分析です。ここでは、実質的な政策コストは 99 億円の減少となり、その要因について分析表の下に記述しています。(詳細については別添の資料 3（19 ページ）をご覧ください。)

「発生要因別政策コスト内訳」とは、融資系機関について、発生要因毎の政策コストを試算したものです。

- ・「繰上償還」は、繰上償還を見込んだ場合と見込まなかった場合の政策コストの差額
- ・「貸倒」は、貸倒償却額と貸倒引当金の繰入・戻入差額の現在価値
- ・「その他(利ざや等)」は、事務費や利ざや等その他の要因として、16 年度政策コスト額と上記計数（繰上償還及び貸倒）の合計額の差額を計上しています。

いわゆる「感応度分析」の結果を記述しています。具体的には、前提条件の一部が変化した場合に、将来の国民負担がどれだけ変化するかを示す観点から、金利、事業収入等を変化させた場合の政策コスト額及びその増減額を試算しています。

各機関に投入される国（一般会計等）からの補給金・出資金等のうち、本分析の対象とされた事業に対して投入される部分のみについて、平成 16 年度予算に計上されている額を計上しています。

5. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

[試算の概要]

- ① すべての融資事業を試算の対象としている。
- ② 既往の貸付金残高10兆3,888億円(平成15年度末予定額)に加え、平成16年度の事業計画(3兆6,805億円)に基づき貸付けを実行した場合について試算している。
- ③ 分析期間は既往の貸付金に加え、平成16年度の事業計画に基づく貸付金が、全て回収されるまでの31年間となっている。
- ④ 以上のような考え方の下に、設定された前提条件に従って、当該事業の遂行に必要な補給金等を試算した。

[将来の事業見通し等の考え方]

- ① 公庫の貸付金は、16年度の貸付金3兆6,805億円を31年間で回収することとしている。
- ② 公庫の貸付金利は、16年1月以降、2.4%としている。
- ③ 繰上償還率(年度中繰上償還額÷前年度末融資残高)は、10年度から14年度の平均繰上償還率(10.65%)を見込んでいる。
貸付金償却率(年度中償却額÷前年度末融資残高)は、14年度から16年度の平均貸付金償却率(0.46%)を見込んでいる。

(単位: %)

	(実績)				(見込み)	(計画)	(試算前提)				
年 度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	…	46
繰上償還率	11.38	10.90	11.40	10.36	11.11	12.75	10.65	10.65	10.65	…	10.65
貸付金償却率	0.36	0.32	0.37	0.46	0.47	0.44	0.46	0.46	0.46	…	0.46

- ④ 本政策コスト分析においては、足許までの実績を踏まえた貸付金償却率から推計される貸付金償却額を損金として計上している(15年度以降46年度までの貸倒償却累計額2,337億円、貸倒償却累計額÷貸付金残高＝2.3%)。他方、公庫が民間企業として活動しているとの仮定に立って、「金融検査マニュアル」に沿って形式的に計上した貸倒引当金は3,805億円である(14年度末、貸倒引当金÷貸付金残高＝3.7%)。
ただし、公庫の債権は小口であるので、一度延滞状態になったとしても、一時的な元金の返済猶予などを行うことによる経営の再建や、貸付時に徴する連帯保証人などの協力により、相当程度の割合で回収が行われているのが実態である(例えば、3カ月以上の延滞債権であった債務者のうち、次年度中に返済を行った割合は件数で約40%)。また、債権の償却にあたっては、貸付先等の状況を十分に把握し、将来にわたって真に回収不能と判断された債権について処理を行っている。
したがって、上記実績に基づく償却率は現実的な試算前提といえる。
なお、民間金融機関の基準(銀行法)に準じて開示しているリスク管理債権の残高は1兆450億円である(14年度末)。
- ⑤ 事務費について、17 年度以降は債権管理にかかる人員構成比(40%)をもとに、貸付残高に応じて減少するように試算している。16 年度から 46 年度までに発生する事務費(発生要因分析の対象分)の総額は、2,097 億円となっている。

6. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

・16年度においてはいわゆる収支差補給金は受け入れず、小企業等経営改善資金貸付制度及び生活衛生資金貸付制度並びに第三者保証人特例措置等の円滑な運営を図るため、これらの制度にかかる補給金を一般会計から受け入れている。

(根拠法令等)

- ・補給金については、根拠法令はない(予算措置)。
- ・出資金については、国民生活金融公庫法第5条第2項に次のとおり規定されている。
(国民生活金融公庫法第5条第2項)
政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。
- ・国庫納付については、国民生活金融公庫法第22条第1項に次のとおり規定されている。
(国民生活金融公庫法第22条第1項)
公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。

7. 特記事項など

- ① 公庫の組織形態については、経済財政諮問会議において、政策金融改革達成に向けての道筋が示されており、平成20年度以降、新体制に移行することになっているが、現在のところ具体的な結論が得られていないことから、現行法人形態を前提とした分析を行っている。
- ② 民間金融機関から資金の融通を受けることが困難な小規模事業者等に対して、長期・低利かつ固定金利の資金を安定的に供給するために必要な政策にかかる政策コストを示している。
- ③ これまでの政策コストの推移は以下の通り。

11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
846億円	1,277億円	436億円	182億円	66億円	42億円

分析の対象とされた具体的な事業の内容や 16 年度分析の試算の枠組み、各機関において設定している個別前提(将来の貸倒率、事業費等)について、その内容や背景にある考え方等を記述しています。また、「分析期間」とは、平成 16 年度から本分析で対象とした事業の終了年度までの期間を意味しています。

分析において見込まれる補給金等と国庫納付について、その仕組みと根拠法令等を記述しています。

上記各項目以外に特に記載する必要がある点を記述しています。
また、各機関における政策コストの推移を記述しています。

また、これらの資料の後に、平成 16 年度予算の前提となった財務諸表等を参考添付しています。

《 将来の財政投融资金利及び割引率等の設定について 》

将来の財政投融资金利、割引現在価値に換算するための割引率等は、16 年度政策コスト分析では、平成 16 年度予算概算決定の時点(平成 15 年 12 月 24 日)における市中の国債流通利回りの実績値を基に、理論式による機械計算により算出しています。

具体的な手順は以下のとおりです。

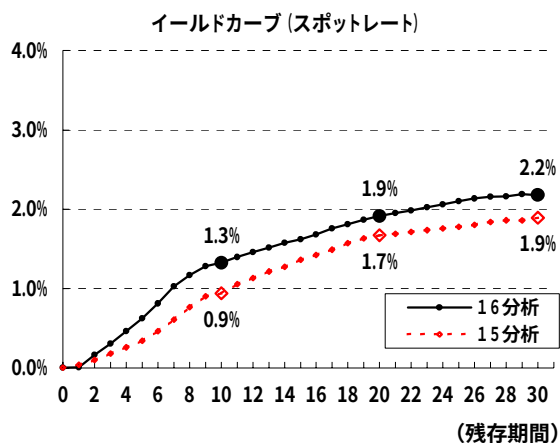
〔手順1〕 市中の国債流通利回りを利用して、スポット・レート(特定の残存期間に対応する割引債の最終利回り)を算出(図1参照)。

〔手順2〕 〔手順1〕で求められたスポット・レートから、割引率(将来のキャッシュ・フローの名目値を現在価値に換算する際に用いる係数)を算出。

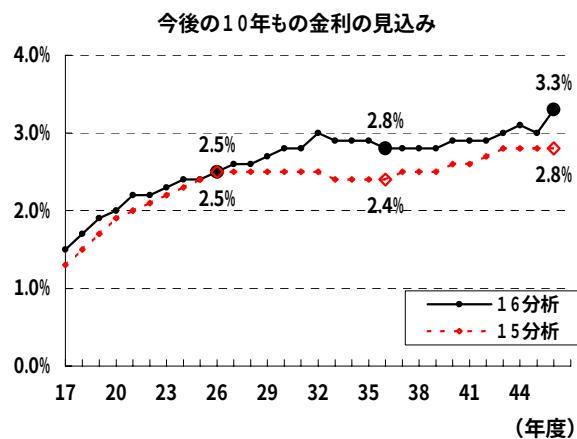
〔手順3〕 スポット・レートから、一定の手法を用い、インプライド・フォワード・レート(現時点での市場金利を前提とした将来の特定期間に対応する金利。例えば、5年後の10年もの金利等)を算出し、それを将来の財政投融资金利等として設定(図2参照)。

(注) 図2のとおり、16 年度分析における前提では、将来時点において一定の金利上昇(例えば10 年金利は、10 年後の平成 26 年度には 2.5%まで上昇する)が導かれます。

〔図1〕



〔図2〕



《 投入時点別政策コスト内訳について 》

算出された政策コストは大別すると、

- I. 国（一般会計等）からその機関に投入されると見込まれる補給金等
- II. その機関から納付金、配当、法人税といった形で国に納付されると見込まれるもの
- III. 国（一般会計等）からその機関にこれまで交付された出資金及び無利子貸付金による利払軽減効果（機会費用）

となります。さらにIIIは、『分析期首まで（15 年度末まで）に投入された出資金等から発生するもの』と、『分析期間中（16 年度以降）に新たに投入された出資金等から発生するもの』に区分することができます。

投入時点別政策コスト内訳とは、15 年度末までに既に投入されていた出資金等による利払軽減効果（機会費用）と 16 年度以降将来新たに見込まれる政策コストとを切り分け、明示するものです。

これにより、16 年度以降の実質的に資金移転を伴う追加的な財政負担を区別して特定することができます。

〔公表資料における記載例〕

《国民生活金融公庫》

〔投入時点別政策コスト内訳〕				〔 上段：割引現在価値 下段：名目値 〕	
区 分	15年度	16年度	増 減		
(A) 政策コスト（再掲）	66 △ 1,898	42 △ 2,206	△ 24 △ 308	←	補足 1
① 分析期首までに投入された 出資金等の機会費用分	1,533 -	1,704 -	+ 170 -	←	補足 2
② 分析期間中に新たに見込ま れる政策コスト	△ 1,467 △ 1,898	△ 1,662 △ 2,206	△ 194 △ 308		
国からの補給金等	109 109	59 59	△ 49 △ 49	←	補足 3
国への資金移転	△ 1,576 △ 2,006	△ 1,721 △ 2,265	△ 145 △ 259	←	補足 4
剰余金等の増減に伴う 政策コスト	-	-	-	←	補足 5
出資金等の機会費用分	-	-	-	←	補足 6

〔補足1〕(A)政策コスト(再掲)

上段・・・ 16 年度政策コストです。

下段・・・ 割引現在価値に換算する前の政策コストです。

【補足2】①分析期首までに投入された出資金等の機会費用分 (Ⅲの一部)

上段… 分析期首まで (15 年度末まで) に投入された出資金等による利払軽減効果 (機会費用) を計上しています。

※ 出資金等による利払軽減効果については、6 ページのコラムをご覧ください。

下段… 名目上、投入額と返還額は等しいため、計上されません。

【補足3】国からの補給金 (Ⅰ)

上段… 分析期間中に見込まれる国 (一般会計等) からの補給金等を割引現在価値に換算し、合計したものです。

下段… 割引現在価値に換算する前の、国 (一般会計) からの補給金等の見込額合計です。

【補足4】国への資金移転 (Ⅱ)

上段… 分析期間中に見込まれる国 (一般会計等) への納付金等を割引現在価値に換算し、合計したものです。マイナスの政策コストになります。

下段… 割引現在価値に換算する前の、国 (一般会計等) への納付金等の見込額合計です。

【補足5】剰余金等の増減に伴う政策コスト (Ⅱ及びⅢの中間的性格)

上段… 分析期間中に見込まれる剰余金の割引現在価値に換算した後の増減額です。剰余金が増加すれば、国 (一般会計等) に返還される出資金が増加する (国 (一般会計等) の収入が増加) ものとみなされ、マイナスの政策コストになります。

反対に、剰余金が減少 (あるいは欠損金が発生) した場合には、政策コストになります。

下段… 割引現在価値に換算する前の、剰余金の増減額です。

【補足6】出資金等の機会費用分 (Ⅲの一部)

上段… 分析期間中に新たに国 (一般会計等) から投入することが見込まれる出資金等に係る機会費用です。

※ 前述の【補足2】で示した機会費用は分析開始以前に投入された出資金等に係る機会費用であるのに対し、この欄では、分析開始後、新たに投入される出資金等の機会費用を計算しています。

下段…【補足2】の下段同様、計上されません。

《 経年比較分析について 》

前年度と当年度の政策コストの水準を単純に比較するには、2つの大きな問題があることから、それらを調整した上で実質的な政策コストの増減額を試算するために、以下のような手法を用いています。

〔公表資料における記載例〕

《国民生活金融公庫》

〔経年比較分析〕

(単位: 億円)

区 分	15年度	16年度	増 減
(A) 政策コスト(再掲)	66	42	△24
(A') (A)を15年度分析と同じ前提金利で再計算した政策コスト	66	△94	△160
(B) (A')のうち16年度以降に発生する政策コスト	6	△94	△99

16 年度分析における前提金利を、15 年度分析で用いた前提金利に置き換えて、前提金利の変化による影響を排除

15 年度政策コストのうち、16 年度以降に発生する政策コストを試算し、15 年度中に発生した政策コストを控除

実質的な政策コストの増減額

【問題点1】

政策コスト分析の際に適用する金利水準については、各年度毎に異なる前提としていること。

- ・ 政策コスト分析の分析期間は長期に及ぶため、金利水準の変化が政策コストの水準に大きな影響を与えます。

〔解決策〕

16 年度分析における前提金利を、15 年度分析で用いた前提金利に置き換えて (=適用する金利水準を同一のものとして) 政策コストを試算した上で比較する。

※1 上記の例で言えば、試算結果は16年度の(A')の欄に計上されます(15年度の前提金利を適用するため、15年度の(A)の欄と(A')の欄に計上される計数は同じになります。)

※2 16年度の(A)の欄と(A')の欄に計上された計数を比較すれば、前提金利の変化による影響は除かれることになります。この例では、前提金利が上昇したことにより42億円と△94億円の差額△136億円だけ政策コストが減少していることがわかります。

【問題点2】

15年度政策コストとは15年度以降発生する政策コストであるのに対し、16年度政策コストとは16年度以降発生する政策コストであるため、単純に比較した場合15年度中に発生した政策コストが勘案されないこと。

〔解決策〕

15年度政策コストのうち16年度以降に発生する政策コストを試算(=15年度中に発生したコストを控除)した上で、前提金利調整後の16年度政策コストと比較する(コラム参照)。

※1 上記の例で言えば、試算結果は15年度の(B)の欄に計上されます(16年度の政策コストは全て16年度以降に発生するため、16年度の(A')の欄と、(B)の欄に計上される計数は同じになります。)

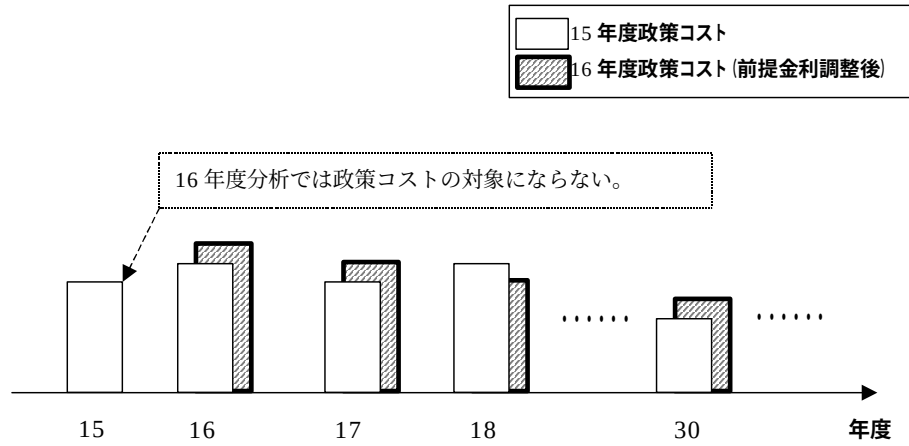
※2 15年度と16年度の(B)の欄に計上された計数を比較すれば、15年度に発生した政策コストの影響も除かれることになります。この例では、新規の事業(貸付)や前提条件の変化(貸倒率の上昇等)により、15年度(B)6億円と16年度(B)△94億円の差額△99億円だけ政策コストが減少したことがわかります。

これら2つの調整を行うことにより、前年度と当年度の政策コストを比較し、実質的な政策コストの増減額を試算することが可能となりました。

また、この実質的な政策コストの増減額は、その算出過程から見て、「16年度分析において新規に実施することとなった事業に係る政策コスト」、「事業収入等の個別前提条件の変更による政策コストの変動」等を含むものとなっており、この実質増減額についてさらにその要因分析を加えています。このような手法は、現在実施しているストックベースの分析を活用したフローベースへのアプローチと言えるものとなっています。

[コラム:政策コストの実質増減額のイメージ]

[図3]



[図4]

15年度政策コストから15年度中に発生したコストを控除したものと、16年度政策コスト(前提金利調整後)を比較

